

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省）

制度名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（卸売市場の誘致区域の内外の資産）		
税目（条文番号）	所得税・法人税（措法第 37 条、第 37 条の 4、第 65 条の 7、第 65 条の 8、第 65 条の 9、第 68 条の 78、第 68 条の 79、第 68 条の 80）		
見直しの内容	<p>都道府県卸売市場整備計画で定められた卸売市場整備地区外の事業用資産（卸売市場）を譲渡し、一定期間内に卸売市場整備地区内の事業用資産を取得して、取得の日から 1 年以内を買換資産を事業の用に供し、又は供する見込みがある場合、譲渡資産の譲渡益のうち当該買換資産に対応する 80%相当分について課税を繰り延べる措置について、適用期限の延長を行わないこととする。</p>		
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+2 百万円 （- 百万円）	
廃止又は縮減の理由	<p>本制度により、昭和 46 年の創設以降、都道府県卸売市場整備計画に基づく卸売市場の適正な配置が実現し、地域における生鮮食料品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与してきたと考えている。</p> <p>しかしながら、創設以降長期にわたる措置であること、また、平成 11 年に 1 件適用があったのを最後に近年では適用がなく、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から廃止することとする。</p>		